

南会津町告示第 6 号

南会津町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により別表の通り告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項の規定による換地処分の翌日から生ずる。

平成 20 年 2 月 12 日

南会津町長 湯田芳博



別 表

新		旧		地 番
大字	小字	大字	小字	
白沢	太田	古町	新坂	1の一部、2、3及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部並びに白沢字太田90の2に隣接する古町字新坂の水路である公有地の全部
			白沢	下ノ原
		村下夕		白沢字太田 207 に隣接する白沢字村下夕の道路、水路である公有地の全部
		宮沢	川向	26の一部、28の一部、29、30、31の一部、37の一部、38から44まで、46から56まで、57の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	下ノ原	古町	新坂	1の一部、737の2及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部
			白沢	太田
		沼ノ平		1300の2、1344の3、1344の4、1350の2、1351の2、1352の2、1353の2、1355の2
		居平		白沢字下ノ原118の2、119の2に隣接する白沢字居平の水路である公有地の全部
	居平	白沢	下ノ原	118の1の一部、118の2の一部
			村下夕	8から12までの各一部、13、14の一部
村下夕	宮沢	川向	21の一部、27の一部、28の一部	

新		旧		地番
大字	小字	大字	小字	
白沢	村下夕	白沢	太田	132の一部、133、134の一部、135の一部、137の一部、138から148まで、149の一部、150の一部、151、152、153から155までの各一部、156から167まで、168の一部、205から208までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
			下夕川原	1から20までの各一部、23の一部、25の一部、27の一部、28の一部、31の一部、32の一部、34の一部、35の一部、36から48まで、49から56までの各一部、58の一部、59の一部、77から83までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
			下ノ原	10から12まで、35の2、1228の3及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
			居平	79の2、365の2及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部
			上ノ原	25の一部、27の一部、28の一部、29から37まで、38から40までの各一部、42の一部、43の1、43の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	下夕川原	宮沢	川向	1から20まで、21の一部、22から25まで、26、27、28の各一部、31の一部、32から36まで、37の一部、51の一部、57の一部、58から64まで、65の2、66から75まで、77から84まで、86から96まで、98及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
		白沢	太田	135の一部、136、149の一部、150の一部、153から155までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに宮沢字川向17、20に隣接介在する白沢字太田の道路、水路である公有地の全部

新		旧		地番
大字	小字	大字	小字	
白沢	上ノ原	白沢	下川原	1の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部
			村下夕	1に隣接する水路である公有地の全部